

民間国際交流・協力事業費補助金の留意事項（令和3年度）

1 補助対象事業（第2条関係）

- (1) 補助申請団体が、事業の企画から実施まで主たる事業者として直接携わる事業であること。
- (2) 他団体等から補助や助成を受ける予定となっている事業でも差し支えないこと。ただし、補助や助成が確実に見込めるもの、或いは、結果的に補助、助成を受けられなくても、自主財源で対応が可能な事業であること。
- (3) 事業規模が過度に大きく、または小さい事業の場合、本事業による補助が希薄化したり事業効果が期待できないと思われる事業は補助対象としないこと。
- (4) 5年以上継続、若しくは合計5回以上、本事業の補助を受けている事業（多文化共生事業の分野に属する事業を除く）より、他の補助申請事業を優先して採否を決定すること。ただし、このような場合であっても、該当団体が他の事業について補助申請書を提出することは可能である。
- (5) 日本語教育に関する事業とは、日本語教室の開催事業のほか、次に掲げる事業とする。
  - ①日本語を教えるボランティアを育成する事業
  - ②日本語の学習成果を発表する事業
  - ③その他、日本語教育の機会拡充を図る上で必要な事業

2 補助の範囲（第3条関係）

- (1) 団体の運営費及び事務費等は、補助対象経費とはならないこと。
- (2) 国際会議等への参加旅費、イベント開催に伴う食糧費など、本来、団体が負担することが望ましいと思われる経費は補助対象経費としないこと。
- (3) 国際協力・交流に関する事業の場合、外国に行く事業については現地までの旅費（日本国内の交通費は除く）も補助対象経費とし、外国から招へいする事業については出発する国からの旅費（出発する国内の交通費は除く）も補助対象経費とすること。

3 補助金額及び限度額（第3条の2関係）

- (1) 日本語教育に関する事業のうち、新規事業については、この補助事業にこれまで交付申請をしたことがない事業をもって新規事業とする。

4 補助金の申請（第4条関係）

- (1) 補助申請の事業内容等については、後日、ヒアリング等を実施する場合があること。
- (2) この要綱に基づく提出書類は日本語表記とすること。（外国語表記の文書のなかで必要なものは翻訳文を添付すること）
- (3) 国際協力に関するハード事業は、事業内容が分かる参考資料を添付すること。

5 補助の条件（第6条関係）

- (1) 要綱第6条第1項の規定にかかわらず、補助事業の内容や経費の配分を変更しようとする場合には、事前に協会に電話または電子メールで連絡すること。

6 実績報告書（第9条関係）

- (1) 実績報告書は、事業完了後1ヶ月以内または令和4年3月31日のいずれか早い日までに提出すること。
- (2) 添付資料のうち、事業実績書（第7号様式）は事業計画書に基づき実施した事業の内容を具体的に記載し、収支決算書（第8号様式）は円単位で作成すること。
- (3) 支出証明資料については、金融機関の振込依頼書など、実際に支払いのあったことを証明するものを添付すること。

7 その他

- (1) 補助対象事業の実施に当たっては、協会の補助事業である旨を必ず表示すること。
- (2) 本補助金の採択を受けた事業は、民間国際交流団体連絡協議会等での事例発表や当協会機関紙等への報告文の寄稿をしていただく場合があること。